

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
フィールドネット運営委員会設置要項

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所附属フィールドサイエンス研究企画センター規程第5条の規定に基づき、フィールドサイエンス研究企画センターにフィールドネット運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、フィールドワークを行う研究者が、専門分野及び所属を超えて参加し、それぞれが所有するフィールド情報、学術研究情報等を相互に提供し、超域的な交流や連携を促進することにより、フィールドサイエンスの新たな可能性の発掘と知的領野の創生を図るため、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）が運営するフィールドネットに関し、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 運営方針の策定及び運営計画の立案
- (2) 運営上の諸問題の検討

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) フィールドサイエンス研究企画センターに所属する研究所教員のうち、フィールドサイエンス研究企画センター長（以下「センター長」という。）が指名する者
- (2) 東京外国語大学の教員以外の者で、研究所規程第2条第1項に定める目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者
- (3) その他センター長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることはできない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、第3条第1号に定める委員のうち、センター長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(報告)

第6条 運営委員会において決定された重要事項は、これをフィールドサイエンス研究企画センターに報告しなければならない。

(設置要項の改正)

第7条 この設置要項の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

この設置要項は、令和3年2月1日から施行する。